

# 公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」（平成12年1月6日公示）に規定する法令試験に関して、その実施方法等を下記のとおり定めたので公示する。

平成25年10月31日

関東運輸局長 原 喜 信

## 記

### 1. 試験の受験者

申請者本人（申請者が法人である場合は、代表権を有する常勤役員1名）

### 2. 受験者の確認

実施当日の試験開始前に、受験者が申請者本人であることを運転免許証、個人番号カード等の提示を求め確認する。

また、取締役会非設置会社であって、代表権を有する常勤の役員であることを証するに足る書面を提出していない場合は、これらの書面の提出を求め確認する。

### 3. 試験の実施時期等

新規許可の申請にかかる試験・・・原則として毎月1回実施

更新許可の申請にかかる試験・・・「一般貸切旅客自動車運送事業の事業許可の更新の申請時期について」（平成29年3月7日付け公示）の定める時期に申請のあった事業者については、申請事業者の許可の有効期間の満了日を含む月に実施。ただし、有効期間の満了日が

平成29年4月1日から同年6月30日までの事業者は、申請事業者の許可の有効期間の満了日を含む月の2ヶ月後に実施。

なお、実施予定日の7日前までに、実施日時、実施場所その他の必要事項を申請者あて通知する。

#### 4. 出題範囲及び設問形式等

次のとおりとする。

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 出題範囲    | 別紙のとおり   |
| (2) 設問方式    | 正誤式、語群選択式及び記述式   |
| (3) 出題数     | 40問以内  |
| (4) 合格基準    | 正解率90%以上   |
| (5) 試験時間    | 60分以内  |
| (6) 試験問題の扱い | 試験終了後速やかに回収する<br>なお、過去の試験問題については、試験終了後に<br>関東運輸局のホームページにて公表する。 |

#### 5. 合格・不合格の扱い

合格者及び不合格者に対しては速やかにその旨を通知する。なお、試験に欠席した者については、不合格として取り扱う。

ただし、事前に欠席の連絡があった場合には、試験日を再調整の上、実施して差し支えない。

#### 6. 再試験の実施

- (1) 再試験の実施に係る取扱いについては、1. から4. に準じて行う。なお、再試験の実施は1回限りとする。新規許可申請等に係る再試験の不合格者（再試験で欠席したことにより不合格として取り扱われた者を含む。以下同じ。）については、速やかに申請の却下処分（事業許可更新申請時においては不許可処分）の手続きを行う。

ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。

- (2) 事業許可更新申請に係る再試験の不合格者については、新たに「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日国土交通省告示第454号）第2条第1号に規定する基礎講習（以下「基礎講習」という。）を修了するごとに、試験の機会を1回与える。

また、事業許可更新申請に係る再試験の不合格者については、再試験不合格の日から1年後の日が含まれる月に実施される試験の期日までに、試験の受験を繰り返し行うものとし、当該期日までに合格しなかった場合は、速やかに不許可処分の手続きを行う。

ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合はこの限りではない。

なお、基礎講習の修了については、基礎講習実施者（以下、「実施者」という。）が修了した旨を証明した運行管理者等指導講習手帳又は実施者が交付する修了証明書の提示によって確認する。そのため、基礎講習を修了した場合には速やかに同手帳の写し又は同終了証明書の写しを郵送若しくは持参により提出すること。

## 7. 試験の免除

試験等の申請に係る初回の試験実施日時時点で、公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にあつては、試験の受験を免除する。

なお、試験免除に該当する事業者にあつては、試験実施通知書を受領した後、試験実施日の前日まで（必着）に認定通知書の写しを郵送すること。ただし、郵送が困難な場合にあつては、試験実施日までに認定通知書の写しを持参すること。

## 8. その他

試験時に持ち込み可能な書籍等は、「自動車六法」、「旅客自動車運送事業等通達集」、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」及び「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第1089号）」とする。

### 附 則

本実施方法は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

また、平成14年1月31日付け関自旅1第1487号「一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業を除く。）の許可等の申請に係る法令試験の実施方法について」のうち、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施方法について」は、平成25年10月31日限りで廃止する。ただし、平成25年10月31日以前に受け付けた申請については、なお従前の取扱いによる。

### 附 則（平成29年3月30日一部改正）

本実施方法は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

### 附 則（平成29年5月18日一部改正）

本実施方法は、平成29年5月18日以降に試験を実施するものから適用するものとする。

### 附 則（令和3年9月3日一部改正）

本実施方法は、令和3年9月3日以降に試験を実施するものから適用するものとする。

別 紙

一般貸切旅客自動車運送事業の法令試験の出題範囲

出 題 範 囲	
1 道路運送法関係	<p>①道路運送法 ②道路運送法施行令 ③道路運送法施行規則</p> <hr/> <p>④旅客自動車運送事業運輸規則</p> <hr/> <p>⑤旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥自動車事故報告規則 ⑦一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款</p>
2 道路運送車両法関係	<p>①道路運送車両法 ②道路運送車両法施行令 ③道路運送車両法施行規則 ④道路運送車両の保安基準</p>
3 一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令	<p>①「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」 ②「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)」 ③自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 ④「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」 ⑤その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等</p>